

報 道 資 料

発表日:令和8年3月3日

所 属:公立大学法人 奈良県立医科大学

担 当:人事課 森田、江上

電 話:0744-22-3051 内線2175、2275

公立大学法人 奈良県立医科大学 職員の懲戒処分について

3月3日付けでハラスメント事案について、下記のとおり懲戒処分を行ったので、お知らせいたします。

記

被処分者 : 本学附属病院 教員

処分内容 : 停職4か月

処分理由 : 公立大学法人奈良県立医科大学職員就業規則
第31条第1項第1号及び第2号に違反

処分事由 : 業務時間中に他の職員に対して行った複数回にわたる身体的接触や性的な発言がハラスメントに該当